

令和7年度西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」企画編集業務委託
募集要項（公募型企画コンペ）

1 案件名称

令和7年度西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

西淀川区広報紙は、大阪市政・西淀川区政に関する情報を適切にわかりやすく提供するとともに、地域コミュニティづくりを推進し身近な地域情報を区民の皆さんに親しみを持って読まれる広報紙として発行するものである。

その目的を達成するため、紙面のデザインやレイアウトに関する専門的なノウハウを活用し、よりよい紙面編集を行うため企画コンペにより選定する。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約上限額

金 5,365,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 契約上限額の範囲内で契約するものとする。

※ 契約の締結は、令和7年度予算の発効を条件とする。予算の発効がなければ契約の締結は行わない。

(4) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 要

（ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当するときは免除）

保証人 不要

(5) 再委託等について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・広報紙の企画編集（イラスト作成は除く）

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務
の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発
注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものにつ
いては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的
競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発
注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分
の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質
上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若し
くはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を
明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実
施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期
間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けて
いる者であってはならない。

カ また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相
手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第
2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱
に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を有すると認め
た者は、本企画コンペに参加することができる。

(1) 令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿に委託種目「04：映画等制作・広告・催
事、印刷-04：印刷・デザイン」で登録されている者であり、過去 5 年以内に本案件同等
(9 ページ程度、定期的 (年 1 2 回程度)) の情報紙等のデザイン・編集を行っている実
績を有していること。登録されていない者についても同様に、過去 5 年以内に本案件同等
(9 ページ程度、定期的 (年 1 2 回程度)) の情報紙等のデザイン・編集を行っている実
績を有し、次の要件をすべて満たすこと。

ア 大阪市内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していること。

イ 大阪府内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

ウ 大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県におけ

る最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

エ 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案参加申請時から契約日までの間のいずれにおいても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行うもの、その暴力団との関与が認められ事業受託者として不適当と認められる法人等に該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和7年1月10日（金）
- ・ 質問受付締切 令和7年1月22日（水）
- ・ 質問に対する回答 令和7年1月24日（金）
- ・ 参加申請関係書類の提出期限 令和7年2月4日（火）
- ・ 参加資格決定通知 令和7年2月6日（木）（予定）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和7年2月25日（火）
- ・ 選定会議 令和7年3月3日（月）（予定）
- ・ 選定結果通知 令和7年3月12日（水）（予定）
- ・ 契約締結、事業開始 令和7年4月1日（火）
- ・ 事業完了 令和8年3月31日（火）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）午後5時まで。
- イ 提出方法 質問票（様式1）により、電子メールで提出すること。
- ウ 回答方法 令和7年1月24日（金）に西淀川区役所ホームページに回答を掲載する。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期限 令和7年2月4日（火）17時00分まで（必着）
※土・日・祝日を除く
※受付時間9時00分～17時30分（12時15分～13時00分を除く）

イ 提出書類

- ① 参加申出書（様式2）
 - ② 誓約書（様式3）
 - ③ 同種業務実績調書（様式4）
 - ・ 当該成果物（実績調書に記載した業務実績の中から1点）を提出すること。
- ※4の（1）において、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、上記の①～③に加えて次の書類

- ④ 履歴（現在）事項全部証明書（法人のみ）
（発行日から3か月以内のもの、写し可）
- ⑤ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 使用印鑑届（様式5）
- ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税証明書「その3」または「その3の3」で提出すること。なお、直近年度分、提出日において発行の日から3か月以内のもの。非課税の場合は「非課税証明書」。写し可）
- ⑧ 直近1か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
（直近年度分、提出日において発行の日から3か月以内のもの。非課税の場合は、「非課税証明書」。写し可。）
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

ウ 提出方法

「8（2）担当（問合せ先）」へ、持参もしくは送付（送付の場合は受付期間最終日までに必着）すること。

エ 参加資格通知

- ① 公募型企画コンペ参加指名通知書は、令和7年2月6日（木）にメールで通知する。
- ② 指名されなかった者に対しては、その理由を付した通知書を、令和7年2月6日（木）にメールで通知する。

オ 企画提案のための資料の提供

企画書の作成に必要な資料等については、参加指名通知を受けた者に対して、区役所から提供する。受け渡し方法については、別途指示する。

(3) 企画提案書の提出

参加指名通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画書【提出部数：8部（正1部／副7部）】
 - ・西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」の表紙・裏表紙、区役所からのお知らせ（2ページ）、地域情報（2ページ）の計6ページ分のデザイン・レイアウト案を1案提出すること。（タブロイド版）
 - ・デザイン・レイアウト案のコンセプト、要点などを明記すること。
- ② 所要経費・積算見積書【提出部数：8部（正1部／副7部）（様式は任意）】
 - ※提出する8部のうち、正1部にのみ表紙（様式6）を付け、上記①、②を添付すること。
 - ※提出書類の副本については、事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキング処理をすること。

イ 受付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月25日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。

ウ 提出方法

「8（2）担当（問合せ先）」へ直接持参すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準（配点割合）

選定基準	審査内容	配点
デザイン・レイアウト・アイキャッチ等の洗練性・アピール力	・デザイン・アイキャッチのセンス ・レイアウトのセンス ・イラスト・写真の使い方	40点
文章の構成・読みやすさ	・文字の大きさ・書体・配色のバランス ・文章の配置・バランス	30点
業務目的・業務内容の理解度	・業務目的や内容に対する理解度	20点
費用積算根拠の妥当性	・業務内容と必要経費の整合性や妥当性	10点

(2) 選定方法

参加事業者による企画内容のプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答を行う。

- ア 開催日時 令和7年3月3日（月）（予定）
プレゼンテーションの日時は事前に連絡する。
- イ 開催場所 西淀川区役所 会議室（予定）
- ウ 選定方法 選定委員会において企画提案を審査し、選定委員の意見を受けて最優秀提案内容を選定する。
- エ その他 採点の結果、評価点が最も高い企画提案を最優秀企画提案として選定し、その企画提案者を契約予定者とする。評価点が最も高い企画提案が複数ある場合は、選定委員会において、選定基準項目の「デザイン・レイアウト・アイキャッチ等の洗練性・アピール力」の点数の高い企画提案を最優秀企画提案とする。また全委員による評価点の合計が180点に満たない場合は、選定対象とはしない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 選定会議終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、西淀川区役所ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開

の対象となる。

- ウ 応募にかかるすべての書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画コンペ参加は無効とする。
- キ 本事業を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ク 選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。
- ケ その他、本仕様書に定めのない事項等に質疑等が生じた場合は、両社が協議してこれを処理するものとする。

（２）提出先、問い合わせ先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
大阪市西淀川区役所 政策共創課（担当：伊勢・富坂）
TEL 06-6478-9683